

佐世保市遠隔手話通訳サービス利用規約

佐世保市遠隔手話通訳サービスは、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用条件に同意したものとします。

1 サービスの提供

(1) サービスの提供日及び提供時間

平日(土・日・祝日・年末年始を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 手話通訳者・ろうあ相談員

サービスは、佐世保市が直接実施するものとし、専任手話通訳者及びろうあ相談員が対応します。

2 サービスの内容等

(1) サービスの内容

このサービスは、ビデオ通話機能を利用して、聴覚障がい者等と専任手話通訳者及びろうあ相談員が意思疎通を図るものです。

(2) サービスの提供条件

次に掲げるようなサービスは、提供できないものとします。

- ① 宗教・政治・商用もしくはそれに類する目的のもの
- ② おおむね 15 分を超えるものや多頻度の利用のもの
- ③ 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と佐世保市が判断したもの

これらの状況が続く場合には、利用登録の取消をすることがあります。

3 サービスの利用対象者

サービスの利用ができる者は、佐世保市内在住で手話を必要とする聴覚障がい者等とします。

4 サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は、本規約に同意の上、同意書を提出し、事前に利用登録をしなければなりません。

5 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料は、利用者負担となります。

6 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができる LINE を利用登録するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

7 その他

このサービスは、次の事情がある場合において、サービスの提供ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 通信状況が悪い場合
- ② 専任手話通訳者及びろうあ相談員が外勤中や直接来庁された方の応対中の場合
- ③ その他、自然災害等何らかの事情が生じた場合